

共同募金助成要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人秋田県共同募金会（以下「本会」という。）は、本会定款に基づく助成に
関し、法令等に定めるもののほかはこの要綱の定めるところにより助成する。なお、この要綱
では「配分」を「助成」という。

(助成年度)

第2条 助成金は、当該年度に助成される歳末たすけあいによる助成、特に事業期間を定めて行
う重点テーマ助成及び災害その他緊急に助成する場合を除き翌年度事業の経費にこれを充当す
るものとし、その使途を指定して助成する。

(助成の適正)

第3条 共同募金は、寄付者の意見を尊重して正しく助成されなければならない。

2 助成は配分委員会により審査する。

(助成計画の方針)

第4条 本会は助成計画を策定するにあたって、年度ごとの助成計画の方針及び募集要項を作成
し、それに基づく助成事業の募集を行う。

第2章 助成対象

(助成の対象団体)

第5条 県内における社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般
財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び法人格を持たないボランティア団体・福祉団体で、
社会福祉事業、更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を経営する者とする。

(助成の対象事業)

第6条 県内において地域福祉の推進を図るための社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福
祉を目的とする事業を対象とする。

(助成対象事業の欠格要件)

第7条 次の各号の一に該当するものは、助成対象としない。

- (1) 会員又は構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- (2) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行
う事業
- (3) 特定の個人的活動又はそれに類する活動

- (4) 国若しくは地方公共団体が設置かつ経営し、又はその責任に属されるとみなされる事業
- (5) その名称のいかんにかかわらず営利を目的に行っているとみなされる事業
- (6) 他団体又は下部組織への助成を目的とした事業
- (7) 事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業
- (8) 社会福祉法人が行う公費による補助・委託事業又は介護保険法、障害者総合支援法等に基づく事業（ただし、障害者の就労支援のための事業は、助成対象とする。）

第3章 助成の種別

（助成の種別）

第8条 助成の種別は、次のとおりとする。

- (1) 広域助成
- (2) 地域助成
- (3) 歳末たすけあいによる助成
- (4) 準備金による助成

（広域助成）

第9条 広域助成は、県内で広域的に行われる社会福祉を目的とする事業及び先駆的に行われる社会福祉を目的とする事業に対して助成を行うほか、本県における緊急的な地域福祉課題を解決する活動に対して重点を定めて助成を行う。

- 2 社会福祉法第118条及び「災害支援制度運営要綱」に基づく準備金の積立については、広域助成において行う。
- 3 災害緊急配分金取扱要領に基づく助成については、広域助成において行う。

（地域助成）

第10条 各市町村で策定される地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、地域の福祉課題解決のため、市町村社会福祉協議会及びその他の社会福祉を目的とする事業を行う団体が実施する事業に対して助成を行う。

（歳末たすけあいによる助成）

第11条 歳末たすけあいによる助成については、別に毎年度定める「NHK・地域歳末たすけあい運動実施要項」に基づき助成を行う。

（準備金による助成）

第12条 社会福祉法第118条により積立てた準備金については「災害支援制度運営要綱」により助成を行う。

第4章 助成の方法

(助成の申請)

第13条 助成を申請するものは、所定の助成申請書を本会が示す期限・提出先まで提出しなければならない。

(申請された事業の審査)

第14条 本会は、前条の提出があった申請事業について、配分委員会で審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 本会が必要あると認めるときは、前条の申請書を出したものに対して審査の参考となる書類の提出を求めることができる。

(審査の基準)

第15条 配分委員会は、別に定める審査基準により申請事業の審査を行う。

(秋田県社会福祉協議会の意見)

第16条 本会は、助成計画に関して社会福祉法第119条の規定により、あらかじめ秋田県社会福祉協議会の意見を文書により求めるものとする。

(助成の内定及び助成計画の公告)

第17条 理事会及び評議員会の決議をもって、当該年度の助成計画が決定したときは、その計画に組み入れられた事業について内定通知を行うものとする。

2 本会は、共同募金の目標額、助成の範囲及び方法を公告するものとする。

(助成の内示)

第18条 本会は、当該年度の共同募金運動の募金額が確定した後、助成内定先に内示するものとする。

(実施計画書の提出)

第19条 本会は、助成の内示を行った団体から実施計画書の提出を求め、配分委員会で助成の最終審査を行うものとする。

(助成の決定及び公告)

第20条 理事会及び評議員会の決議による助成の決定を受け、助成先に対して事業の内容、助成額、実施期間、交付条件等の事項を通知するものとする。

2 本会は、募金の総額、助成事業、助成先及び助成額を公告するものとする。

第5章 助成金交付の方法

(助成金の交付申請)

第21条 助成を受ける団体が助成金の交付を受けようとするときは、必要書類を添付した交付申請書を本会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第22条 本会は、前条の交付申請書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じ調査等を行い、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付するものとする。

第6章 事業実施の方法

(流用の禁止及び経理)

第23条 助成を受ける団体は、助成金を指定された使途以外の事業に流用してはならない。

2 助成を受ける団体は、助成事業に関する経理を他の科目と明確に区分し、適正に会計処理しなければならない。

(助成事業の延期及び変更)

第24条 助成事業の定められた完了期日の延期は、原則として認められない。ただし、特別の事由がある場合は、助成事業延期申請書を本会に提出し、本会の承認を受けなければならない。

2 助成決定を受けた者は、やむを得ない事情により事業内容を変更しなければならない場合は、事業変更申請書を速やかに提出し、本会の承認を受けなければならない。

(使途明示及び広報)

第25条 助成を受ける団体は、助成事業の実施にあたって、共同募金の助成を受けた事業であることを別に定める表示規格に従い標識、表示、印刷物等によって使途明示するほか、広報紙等による広報を行わなければならない。

(募金運動への協力)

第26条 助成を受ける団体は、その事業が共同募金の助成を受けて実施されていることを地域住民に対して周知するとともに、自ら積極的に募金運動への協力をを行うものとする。

(助成を受ける団体の寄付金募集の禁止)

第27条 社会福祉法第122条の規定により、助成を受ける団体は助成を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るための寄付金を募集してはならない。

(事業の報告及び監査)

第28条 助成を受ける団体は、助成事業の完了後3カ月以内に必要書類を添付した完了報告書を本会に提出しなければならない。

2 本会は、助成事業完了後3年間の期間内において必要があると認めるときは、助成事業の実施状況、経理、その成果等に関し、監査するものとする。

3 監査の実施要領は、別に定める。

(助成事業の評価)

第29条 配分委員会は、助成を受ける団体に対して、事業終了後に事業の実施状況及び成果の

報告を求め、事業の評価及び検証を行うものとする。評価の方法は、助成を受ける団体による自己評価、配分委員会による現地調査、事業の成果報告会の開催等により行う。

(助成の取消及び助成金の返還)

第30条 本会は、助成を決定した団体及び助成金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当した場合は、助成金の全部又は一部を取消又は返還させることができる。

- (1) 疑義その他不正な手段によって助成の内定又は助成金を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込がなくなったと認められる場合
- (4) 助成金を指定された使途以外に使用した場合
- (5) 助成事業に関する本会の監査を拒み、又は監査に基づく指示に従わない場合
- (6) 助成により取得した物件を管理期間内に本会の承認を受けることなく処分した場合

(助成により取得した物件の管理期間)

第31条 助成事業によって物件を取得した場合の管理期間は、5年間とする。この場合の期間は、当該物件の取得日から起算するものとする。ただし、管理期間5年未満において、特別な事由により処分する必要が生じた場合は、管理期間の繰り上げを本会と協議し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成10年12月 1日一部改正
- 3 平成14年 5月28日一部改正
- 4 平成24年 3月16日一部改正
- 5 平成29年10月23日一部改正
- 6 令和 3年 4月 1日一部改正

(要綱の廃止)

配分実施要綱（昭和34年8月6日施行）は平成4年3月31日をもって廃止する。